

東京都社会保険労務士会 会報

千代田・中央支部

発行所 〒 103 東京都中央区日本橋室町1-14 中央労務協会内

東京都社会保険労務士会 千代田・中央支部 TEL 03 (241) 1558 発行人 小山 昇

本年度の支部活動について

支部長 小 山 昇

去る4月9日、第5回支部定例会議を、東京都石油業健保会館において開催しました。

当日は、多数の会員各位のご協力により、すべての会議事項が了承されました。また、この席上、来賓の関係行政機関ならびに東京会々長の皆様方のご臨席を賜り、ご懇篤なご挨拶をいただき、円満に無事終了したことをまず報告する次第です。

つぎに、年度初めにあたりますので支部の事業活動について、その一端を述べさせていただきます。

最近、わが国の経済環境は、一に、財政赤字、二に、内需低迷、三に、貿易摩擦のトリレンマ(三重苦)にあえいでいる状況下にあります。つまり、景気低迷が企業や消費者に不安心理をかもちだし、極めて厳しい状況と考えられます。このような事情のなかで社労士法の第二次大型改正の施行が、本年1月29日の政省令第12号で公布され、その具体化が示され、4月1日から登録元年として実践することとなりました。

そこで、その実践の要点について述べます。

第一に、社労士が業務を遂行するには、東京会への入会、連合会での登録手続が絶対的条件(強制加入制度)となります。つまり、その手続がなされない者は、社労士の名称を

もちいて業務を行うことができなくなったことです。したがって、支部の会員各位は、本年6月～12月の間に「移行登録」手続が完了するようおすすめします。

第二に、会員としての権利義務にかかわることで、連合会、東京会の会則の遵守義務です。特に、①職業倫理の高揚、②資質向上のための研修受講義務、③開業社労士の受ける報酬など、会則に示されている事項については、誠実に遵守しなければならないことです。

第三に、社労士の政治力強化のことです。近い将来、①代理権の確立、②他の士業との業務範囲の明確化などを重点とした法改正を行うような場合、現実的には組織である社労士制度政治連盟が主体となるため、この組織を十分理解し、積極的な協力が必要と考えられます。すでに、国会内にも衆参両議員の先生方により社労士懇談会が発足しているようです。まさに、これも社労士の政治力強化につながるものと思います。強い団結をはかる組織充実を実践せねばならないことです。

おわりに、これらの要点を踏まえて、社労士の資質向上による社会的信用、職域の拡大をはかることを目途として、研修活動に力点をおきたいと思います。

公正な立場で誠実に

柏 木 高 美

登録元年の意義

ことは、社会保険労務士法の改正によって、免許制から登録制に移行する記念すべき年である。

ことを「登録元年」と呼ぶ人もいる。この登録元年という言葉そのものにはあまり意味はないと考える。むしろ、開業社会保険労務士が一年間の猶予期間内に社会保険労務士会に加入しなければならないこととなったことの意義を高く評価すべきであろう。

社会保険労務士制度の芽生えは今から30数年前にさかのぼる。

建国以来無敗を誇ったわが日本国は彼のボツダム宣言を受諾して一敗地にまみれた。廃虚と化した祖国に民主主義が導入され、平和産業勃興の槌音が鳴り響き、新憲法の許に労働保護法、各種社会保険法は矢継ぎ早に制定され、あるいは改正整備されるに至った。

官と民との橋渡し役として

当時、これら諸法令の制定によって大いに戸惑いを感じたのは、わが国企業の大宗を占める中小企業の経営者であった。

たとえば、健康保険に加入しようとしても、どこの役所にどのような手をすればよいのかわからない。

手に職をもつ印刷職人などは生涯失業の心配はないから、といって失業保険への加入を拒む。

労働時間は戦前の延長でほとんど無定量であり、割増賃金を支払うところなどはごく少なかった。“労働基準法を守っていたのでは、中小企業の経営はなりたたない”と公言して憚らなかった経営者は決して少ない数ではなかった。正に喰うか喰われるかといった熾烈な生存競争の渦中にあった。

このような社会事象の中であって、労働社会保険法令にまつわる官と民との橋渡し役として自然発生的に生まれてきたのが当時の街の「労務管理士」であった。

要登録者 6 万 5 千人

今日社会保険労務士制度は発展し、全国で免許取得者は6万5千人の多きに達し、うち開業者は1万7千人に達しているという。

この間であって監督官庁としての厚生、労働両省庁はじめその出先関係官庁のご指導とご協力は絶大なるものがあつた。今後なお一層緊密な連繫のもとに行政の外延としての役割を果たしていかなければならない使命もある。

立法以来、社会保険労務士一人ひとりのたゆめぬ努力と真摯な研鑽もあつた。社会的評価も高まって来た。しかし行政の窓口から見た信頼度はもう一歩というところであり、さらに精進が期待されている。これらの理由の中には、ごく少数とはいえ社会保険労務士の中に、世人をしてひんしゅくを買うような非違があつたこともその理由のひとつであろう。

公正な立場で誠実に

来年は、社会保険労務士法制定15周年を迎える。いまさらその役割について触れる必要は毫もないが、社会保険労務士が遺憾なくその使命を果たすためには、当然のことながら関係法令の精神とその役割を正しく理解することが肝心であり、事業の労使を問わず、国民として保有する権利は公平に、かつ平等に主張されなければならないし、また、義務は公正に、平等に追及されなければならないという基本原則の上に立って依頼者の相談指導に応じ助言する努力が必要である。

社会保険労務士の職域は間口が広く、奥行きが深いためなかなか気苦労が多く、骨の折れる仕事である。

このたびの法改正において新たに追加規定された職責、すなわち「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通し、公正な立場で誠実にその業務を行わなければならない」(第1条の2)の精神を尊重し、企業の労使と国民のよき相談者であり指導者となりたいものである。

昭和57年度

第5回 定例支部会議

昭和57年4月9日

於：東京都石油業健保会館

昭和57年4月9日、東京都石油業健保会館に於て、第5回定例支部会議が開催され、昭和56年度の事業及び収入支出、昭和57年度事

業計画・収入支出について下記の通り報告があり、満場の合意をみました。

昭和56年度事業経過報告

1. 支部会議に関する事項

日 時 ・ 場 所	回数	主 な 会 議 内 容
56. 3. 31 於 東京都石油業健保会館	1	昭和55年度事業・収支報告 昭和56年度事業・収支計画

2. 正副支部長会に関する事項

日 時 ・ 場 所	回数	主 な 会 議 事 項
56 5/6・6/4・7/1・8/5・9/2・10/6・11/3・12/2 57 2/3・3/3 於 東京都石油業健保会館	10	各委員会の人事について 事業活動の推進について

3. 幹事会に関する事項

日 時 ・ 場 所	回数	主 な 会 議 事 項
56 6/4・9/2・12/2 57 3/3 於 東京都石油業健保会館	4	委員会の人事・活動について 事業活動について

4. 研修及び講習会に関する事項

日 時 ・ 場 所	回数	内 容
56 7/1・9/2・10/7・10/13・11/3 57 2/3・3/3 於 東京都石油業健保会館 " 箱根湯本 南 風 荘	7	労働・社会保険法令に関すること 賃金・退職金に関すること 労基法に関すること 施設見学

5. 合同委員会に関する事項

日 時 ・ 場 所	回数	主 な 会 議 事 項
56 5/6・10/6 57 2/19 於 東京都石油業健保会館	3	各委員会の具体的活動について

6. 会報に関する事項

第4号会報 56年6月30日 発行
第5号会報 56年9月20日 発行
第6号会報 57年1月10日 発行

7. 懇親会及び旅行に関する事項

日 時 ・ 場 所	回数	概 況
56 4/8・6/4・9/2・11/3～4 於 東京都石油業健保会館 " 箱根湯本ホテル南風荘	4	懇 親 会 旅 行

8. 収入支出報告

科 目	収 入	支 出	予 算 残
支 部 業 務 費	414,906 円	407,490 円	7,416 円
第一部会業務費	441,300	429,260	12,040
第二部会業務費	1,264,380	1,235,986	28,394
雑 収 入 (利息)	9,229	0	9,229
合 計	2,129,815	2,072,736	57,079

昭和57年度 事業計画

昭和57年度は、法改正施行の年度にあたり、会員は法および会則の遵守、登録、研修義務等会員の権利義務を自覚し、強固な団結力を発揮するとともに、法改正の内容を十分に理

解し、質的改善に即応するための資質の向上および業務改善などに積極的努力を傾注し、あわせて融和の精神を基盤に支部活動を充実推進する。

1. 支部運営の基本方針

(1) 組織の強化

- ① 会員の把握
- ② 支部機構と委員会の充実
- ③ 諸会議の充実

(2) 資質の向上（業務改善、法律、人事労務問題）

- ① 月例会（毎月開催）
- ② 研修会の開催

(3) 会報の発行（年3回）

(4) 関係行政機関および会員間の懇親会開催

2. 事業計画の具体的施策

各委員会の計画を基本として資質向上、業務改善などをはかるための研修会の充実および和の精神の高揚に重点をおき、さらに組織を通じての諸事項の伝達および意見具申のできる効率のよい支部活動を展開する。

(1) 支部会議開催日程

58年4月

(2) 正副支部長・委員長会開催日程

57年	4/9	7/7	10/15	58年	1/7
	5/7	8/4	11/5		2/2
	6/2	9/1	12/3		3/2

(3) 幹事会開催日程

年4回正副支部長・委員長会と同日に開催する。

57	6/2	9/1	12/3	58	3/2
----	-----	-----	------	----	-----

(4) 月例会の開催日程

正副支部長・委員長会と同日に開催する。

(5) 委員会の開催日程

年4回程度とし、必要に応じて開催する。

(6) 研修会の開催日程

年6回とし、月例会と同日に開催する。

57年	6/2	9/1	58年	2/2
	7/7	10/15		3/2

(7) 会報の発行

年3回発行する（6月、9月、1月）

(8) 懇親会の開催予定

年4回とし、月例会および支部会議開催日と同日に開催する。

57年	9/1	10/15	2/2	4月(未定)
-----	-----	-------	-----	--------

3. 予算配分

科 目	収 入	支 出	予 算 残
支 部 業 務 費	414,906 円	414,906 円	0 円
第一部会業務費	441,300	441,300	0
第二部会業務費	1,264,380	1,264,380	0
合 計	2,120,586	2,120,586	0

第6回 研 修 会

場 所 東京都石油業健保会館

日 時 昭和57年3月3日 午後2時～4時

テーマ

1. 82年春闘について

講 師 中央労政事務所

所 長 中 島 隆 氏

2. 退職金の保全措置

講 師 中小企業退職金共済事業団

調査広報部調査役

近 藤 林 吉 氏

概 要

定刻、開会にあたり小山支部長より挨拶があり、つづいて中央労政事務所、中島隆氏より日頃皆様に労政について御理解をいただいておりますが、本年もより以上よく御協力の程お願い申し上げたいと挨拶のあった後、本日のテーマである「春闘について」、講話にうつり、労働4団体による取組の状況として体制の問題・労使の主張、そのほか労働時間の短縮、定年制の延長、1兆円の減税、住宅等の諸問題、加えて雇用対策強化等の状況について詳しく説明があり講話を終了した。

この後、次のテーマとして、「退職金の保全措置」について中小企業退職金共済事業団、近藤林吉氏の講演に先立ち制度の「事例研究フィルム」の上映が行われ大体の要点について認識を深めたが、講師より「事例フィルム」の中味についてもう少し掘下て見たいということで現在の退職金をめぐる問題点、特に保全措置について資料（退職金共済制度のあらまし）にもとずき次のように説明が行われた。

(1) 退職金の保全措置

近年退職金問題は定年延長問題と合わせ、大きな社会問題となっている。

我国では退職一時金制度が重要で、従業員保護の立場から昭和51年4月に「賃金支払の確保等に関する法律（賃確法）」が施行された。

賃確法によれば、事業主は社内預金を行う場合、①金融機関との保証契約の締結（保証方式）、②信託会社との信託契約の締結（信託方式）、③質権又は抵当権の設定（質権、抵当権方式）、④預金保全委員会の設置（保全委員会方式）のいずれかが義務付けられている。

退職手当の場合もこれに準ずることになっており額についても全従業員が自己都合退職したものと仮定した場合の4分の1を外部に預託すべきとしている。しかしながら法定の社外積立制度を利用している事業主はこの措置を講ずる必要がなく、中小企業退職金共済制度は昭和34年に国の中小企業対策の一環として「中小企業退職金共済法」に基づいて設定され、現在23万事業所、被共済者185万人に達している。

① 加入できる企業（共済契約者）

常用従業員が1人以上300人（卸売業は100人、小売サービス業等の場合は50人）以下か、または、資本金及び出資金の額が1億円（卸売業3千万円、小売業・サービス業1千万円）以下のいずれかに該当する中小企業とする。

② 加入させる従業員（被共済者）

全従業員を加入させる任意句括契約であるが試用中の者の除外他、除外規定がある。

③ 加入手続

所定の用紙に申込金（掛金1カ月分）を添えて代理となっている金融機関に申込む。

④ 毎月の掛金

全額事業主負担で月1200円から16000円までの19種類から選択可能。

⑤ 過去勤務期間の通算

10年を限度に過去勤務期間が通算出来る。掛金は本体契約の掛金月額を上回らない範囲で13種類より選択可能。

⑥ 退職金

加入期間に応じた所定の給付額を従業員

からの請求に基づき、本人に代理店経由で支給する。金額は元利合計（プラス国庫補助金）、なおこの国庫補助金が附加されるのは加入期間36カ月以上ということで、加入12カ月未満は切捨て掛損ということで12カ月以上24カ月未満迄は掛金の3分の1を下回る額、24カ月以上36カ月未満迄は元金が支給となるとくわしく説明があって、質疑

応答が行われ研修を終了した。

後記 この制度は高齢化社会を迎えた昨今、企業年金制度と特定退職金共済制度とともに中小企業福祉の一助になると思われるが、2年未満で掛け損があること及び解約の場合国庫補助金が付加されないなどの点に留意することが肝要と思われる。なお詳細は事業団に問合せされたい。

厚生委員会だより

“ 秋の管外研修および懇親会開催のお知らせ ”

恒例の会員による管外研修および懇親会の日程が、下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。会員相互の情報交換や、思いがけない出会いがあったりするのも旅の楽しみのひとつかと思えます。

日 時 昭和57年10月15日(金)～16日(土)
午後3時現地集合

場 所 箱根湯本 ホテル「おかだ」

参加費 1名 15,000円

(往復交通費は各自ご負担願います)。

お申込みは追って各会員の方までお届けいたしますので、振ってご参加下さい。

あ と が き

そろそろ梅の実が、熟す季節となりました。家庭での梅干しづくりや、梅酒作りは如何でしょうか。今年は梅が豊作で、随分と出廻ることでしょう。この頃の梅干しは、減塩梅干し、梅酒は甘味をうんとひかえたのが、作り方だといわれています。梅干しにせよ、梅酒にせよ健康の為めには、かかせないものです。本年の間に合わないかも知れないが、是非実行してみてください。

昭和57年度第7号の会報は、柏木先生から貴重な原稿を頂き、唯々感謝あるのみです。ご多忙の処、本当に有難うございました。全会員肝に銘じて実践躬行いたしましょう。